

資料 1 : 取扱目的以外の利用

個人情報取扱事務の諮問事案書 (第 9 条第 1 項第 4 号)

個人情報取扱事務 の名称	下水道水洗化率の算出及び排水設備工事台帳の適正化事務			
事務の所管課等	下水道総務課			
諮問事項	下水道水洗化率の算出及び排水設備工事台帳の適正化事務における個人情報（家屋滅失情報）の目的外利用について			
諮問の理由	<p>①市の下水道水洗化率（下水道処理区域内の家屋のうち、公共下水道に接続している建物の割合）の算出を目的として、市内の家屋の滅失情報を利用して、処理区域内家屋数と下水道接続家屋数を把握するため。</p> <p>②下水道総務課が管理する排水設備工事台帳では、基本的に家屋と下水道公共柵の情報が紐づけられており、家屋の滅失情報を把握することにより、その状況を正確に把握するため。</p>			
開始時期	令和 3 年 4 月			
個人の類型	所有する家屋を取り壊した者			
個人情報の項目名	滅失家屋の所在地番、用途、建築・滅失年月日、階層、床面積、所有者名、所有者住所			
個人情報を収集する	収集先		収集課等	
個人情報を利用する	保有課等	資産税課	利用課等	下水道総務課
個人情報を提供する	提供課等		提供先	
本人通知の実施の有無	無			
本人通知を行わない場合はその理由	本人通知をしない場合の類型 3 に該当（通知を要する対象者が大量であり、かつ、本人が通知を受けても本人に選択する余地がない場合）			